

## 滋賀県琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計条例を廃止する条例案

### 1. 琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計とは

滋賀県琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計条例（昭和48年滋賀県条例第58号）により、琵琶湖総合開発特別措置法第11条第4項の規定（水資源開発関連事業についての負担の調整等）に基づいた下流府県（大阪府および兵庫県）からの融通に係る資金を適正に管理するため設置された特別会計。

### 2. 琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計条例の廃止理由

本特別会計を通じて行ってきた大阪府および兵庫県に対する償還が平成30年度末をもって終了し、平成31年度以降は歳入および歳出の計上が見込まれないため、滋賀県琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計条例を廃止する。

### 3. 下流融資金（琵琶湖総合開発資金）の経過

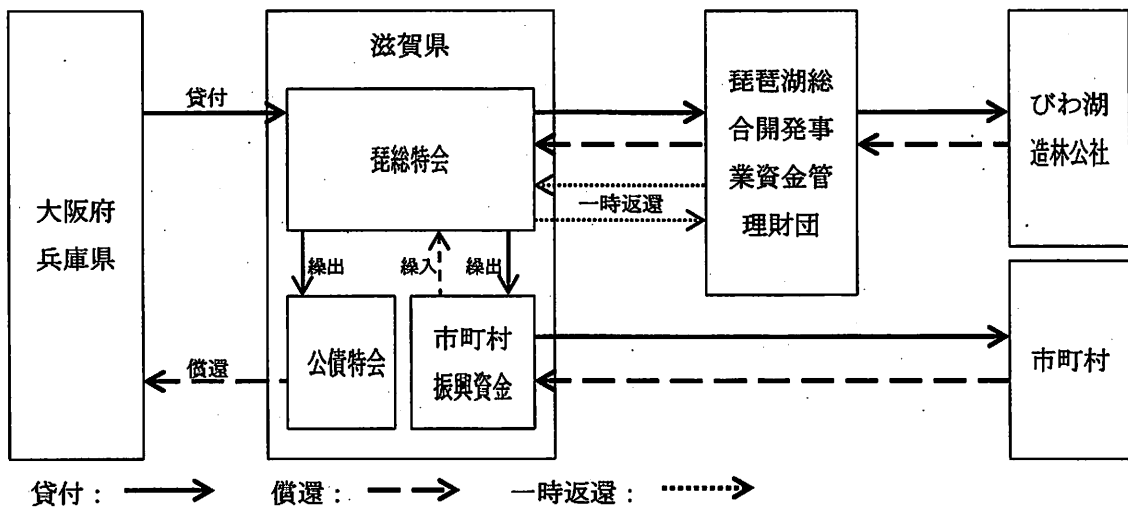
S47.6	琵琶湖総合開発特別措置法の施行。
S48.11	大阪府、兵庫県から計50億円の融資を受ける覚書を交換。 （内訳）大阪府：39億3,900万円／兵庫県：10億6,100万円
S49.3	大阪府、兵庫県と貸借契約締結し、下流融資金の受入。 ※償還期限35年、元金据置期間10年、年利3.5% 下流府県からの融資金50億円を（財）琵琶湖総合開発事業資金管理財団へ貸付。 ※償還期限35年、元金据置期間10年、年利3.5%
S57.5	下流府県への償還期限を35年から45年、元金据置期間を10年から20年に変更。
S58.3	（財）琵琶湖総合開発事業資金管理財団からの償還期限を35年から45年、元金据置期間を10年から20年に変更。
H7.3	大阪府、兵庫県への元金の償還開始。
H10.3	（財）琵琶湖総合開発事業資金管理財団解散。 残債務は（財）びわ湖造林公社が引受。
H17.3	（財）びわ湖造林公社からの償還が止まる。
H23.3	（財）びわ湖造林公社との特定調停が成立し、滋賀県は債権を一部放棄。 ※残債権元金13億8,454万円
H24.3	（財）びわ湖造林公社を（一社）滋賀県造林公社が吸収合併。
H31.3	大阪府、兵庫県への融資金の償還が終了予定。

#### 4. 下流融資金の当初と現在の状況

##### 【当初の状況】

滋賀県は、大阪府および兵庫県からの融資金 50 億円を、琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計（以下琵琶湖特会）で受入れ、（財）琵琶湖総合開発事業資金管理財団（以下琵琶湖財団）に貸付けた。琵琶湖財団は、本融資金を分収育林事業や浄化センター周辺整備事業等の琵琶湖総合開発事業に係る資金として、（財）びわ湖造林公社（以下びわ湖公社）および市町村※に貸付けを行った。大阪府および兵庫県への融資金の償還は、琵琶湖財団から琵琶湖特会を通じて行ってきた。

（※市町村への貸付事務については、琵琶湖財団に代わって滋賀県が行った。）



##### 【現在の状況】

平成 10 年 3 月に琵琶湖財団が解散し、滋賀県への債務は、びわ湖公社に引継がれたが※、平成 17 年度以降、びわ湖公社からの償還も行われなくなった。これに対し、県は、一般会計から琵琶湖特会に繰入れて、大阪府および兵庫県へ償還を行ってきたが、平成 30 年度末をもって融資金の償還が終了する。

（※平成 24 年 3 月、びわ湖公社は（一社）滋賀県造林公社に吸収合併され、現在の債務者は（一社）滋賀県造林公社となっている。）

